

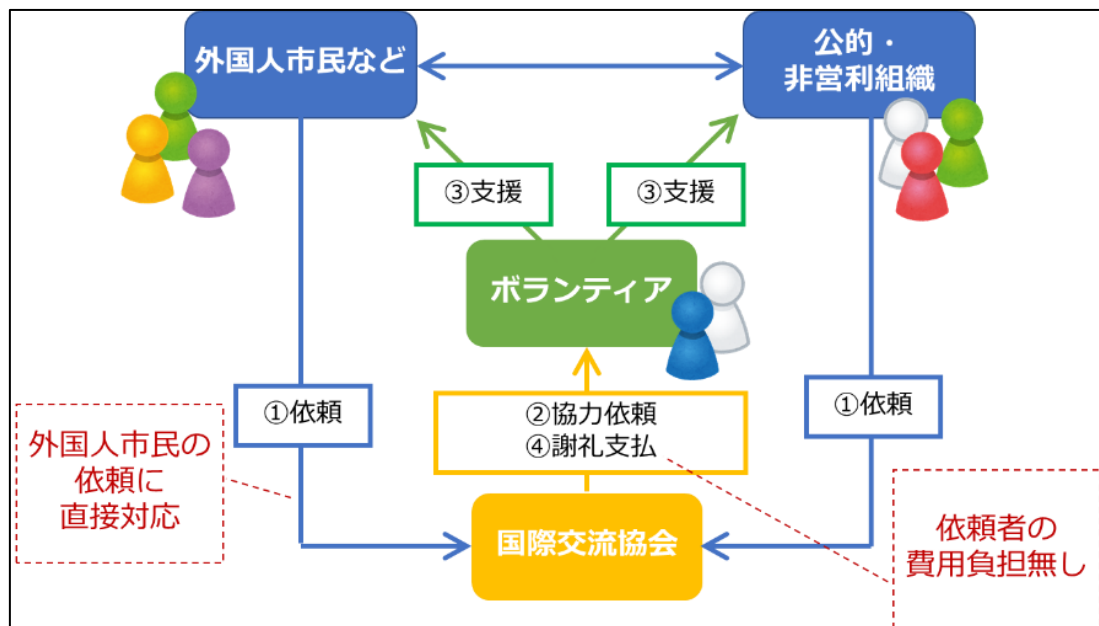
## コミュニティ通訳・翻訳サポーター制度を開始しました ～外国人市民が安心して暮らせる多文化共生社会の実現に向けて～

令和5年1月4日（水）から、言葉が通じずに困っている外国人市民などが安心して暮らせるように、行政窓口や病院等の通訳や翻訳をボランティアが行う「コミュニティ通訳・翻訳サポーター制度」を県内で初めて開始しましたので、お知らせします。

### 1 制度の概要

お互いに言葉が通じずに困っている外国人市民や、病院・町内自治会などの方が、千葉市国際交流協会（以下、「協会」）に通訳・翻訳を依頼する（①）と、「サポーター」として事前に登録しているボランティアへ協会から協力依頼をする（②）。その後、ボランティアが必要な方へ通訳・翻訳の支援を行い（③）、協会からボランティアへ謝礼を支払う（④）。

※依頼のイメージ



### 2 これまでの通訳・翻訳ボランティアと異なる点

- (1) ボランティア活動に係る費用は、これまで依頼者とボランティアが相談をし、どちらかが負担をしてきました。  
 今後は、協会が謝礼を負担してボランティアに支払うため、依頼者・ボランティアの金銭的・心理的負担がなくなります。
- (2) これまでのボランティアの活動は、自らの責任で実施されていましたが、協会がボランティア保険に加入（保険料を負担）するため、安心して活動ができます。
- (3) これまで協会では公共機関からの依頼にのみ対応をしてきましたが、今後は個人からの依頼も受け付け、一元的対応を行います。

### 3 利用できる人

- (1) 日本語でのコミュニケーションが難しい方（市内在住・在学・在勤の個人）
- (2) 病院、薬局、介護施設などの医療・福祉機関
- (3) 国、県、市町村などの公的機関
- (4) NPO、町内自治会などの公益団体・機関

### 4 利用できる分野

公的・非営利の組織・団体が実施するもので、下記に当てはまるもの

- (1) 行政手続き（市役所、各区役所・保健福祉センター、年金事務所等での手続き）
- (2) 子育て・税金（子育て相談、幼稚園の入園手続き、住民税・所得税の申告など）
- (3) 児童・生徒の教育（入学手続き、保護者面談、進路相談など）
- (4) 健康福祉（介護・高齢者施設での手続き、介護レベルチェック問診、訪問介護など）
- (5) 医療（病院・薬局での受付・診療・支払い、予防接種の説明など）
- (6) 町内自治会などの活動（会議、イベント、自治会ルールの説明など）

### 5 費用

無料

### 6 対応言語

英語、中国語、韓国語、スペイン語、フランス語、ベトナム語、タイ語、ポルトガル語、モンゴル語、インドネシア語、ロシア語、イタリア語

※上記以外の言語については協会へ相談。

### 7 利用方法

下記のいずれかで協会へ連絡。

電話 245-5750

FAX 245-5751

E-mail cciatranslator@ccia-chiba.or.jp

### 8 その他

別添チラシ・ポスターにて市民等へ周知。